

掛川市告示第94号

掛川市一般不妊治療費等補助金交付要綱（平成26年掛川市告示第93号）の一部を次のように改正する。

令和2年7月1日

掛川市長 松井三郎

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 令和2年3月31日時点における妻の年齢が39歳である夫婦であって、令和2年度に新型インフルエンザ等特別対策措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の感染防止のため人工授精の治療を延期したものにあっては、第3の規定中「40歳未満」とあるのは「41歳未満」とする。

様式第1号中「（あて名）」を「（あて先）」に改める。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 改正後の掛川市一般不妊治療費等補助金交付要綱附則第2項の規定は、令和2年度分の補助金に限り適用する。